

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

相続人の順位

Q : 相続人には順位があるそうですが、どのようになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

相続人の順位は民法で次のように規定されています。後順位者は、先順位者がいない場合に限り相続人になることができます。

- ①第1順位…配偶者と子(子の代襲相続人)
- ②第2順位…配偶者と父母(祖父母)
- ③第3順位…配偶者と兄弟姉妹

つまり、被相続人に配偶者と子供がいれば配偶者と子供が相続人になり、子供が亡くなっていて孫がいる場合には孫が、そして孫も亡くなっている場合には曾孫が代襲相続人として相続人になります。そして、子供も孫も曾孫もない場合は、第2順位の被相続人の父母が相続人になり、父母が亡くなっている場合には、祖父母が相続人になります。なお、この場合の父母、祖父母というのは、被相続人の父母、祖父母をいい、配偶者の父母、祖父母は相続人にはなれません。

そして、第2順位がいない場合に第3順位の被相続人の兄弟姉妹が相続人になるのですが、兄弟姉妹が亡くなっている場合には、その子供、つまり、甥や姪が相続人になります。ただし、甥や姪が亡くなっている場合には、その子供は相続人にはなれません。

なお、配偶者は、常に相続人になれることになっていますので、配偶者以外の相続人がいない場合には、配偶者だけが相続人になることとなります。

